

ヘッドライン

◇珠算検定1級満点合格…2面

◇小規模事業者持続化補助金セミナー（コロナ特別対応型）のご案内…3面

ホームページ <http://www.hcci.or.jp>

ひろさき 弘前がいざしよ TODAY

会報

毎月15日発行（1部120円送料込み）

2020

6

NO. 755

〒036-8567 青森県弘前市上鞆師町18-1

弘前商工会議所

TEL 0172(33)4111 FAX 0172(35)1877

（購読料は会費の中に含まれています。）

持続化給付金申請サポート始まる ～事前の予約が必要です～

経済産業省は、「持続化給付金」に関して、御自身で電子申請を行うことが困難な方のために、全国で「申請サポート会場」を開設、弘前地区では、当会館2階大ホールで5月21日より、申請サポートがスタートしました。

ご利用の際は、次の点にご注意ください。

＜申請サポート会場＞

申請サポート会場では、電子申請の手続きをサポートさせていただきます。必要書類のコピー（できれば現物）を御持参の上、お越しく下さい。

なお、申請サポート会場は、新型コロナウイルス感染防止の観点から完全事前予約制とします。事前予約をせずに御来場いただいてもサポートが受けられませんので御注意ください。事前に御予約のない方については、御来場を固くお断りさせていただきます。

予約方法の詳細については、次の事前予約の方法を御確認ください。

＜事前予約の方法＞

予約方法は、①Web予約、②電話予約（自動）、③電話予約（オペレーター対応）の3パターンがあります。

＜Web予約＞

「持続化給付金」の事務局ホームページ（<https://www.jizokuka-kyufu.jp/>）より御予約ください。

※トップページの「申請サポート会場」から予約ページに移動、予約する会場を選択し、必要事項を記入の上、「来訪予約」をクリックすることで予約が完了。

＜電話予約（自動）＞

『申請サポート会場 受付専用ダイヤル』までお電話ください。音声ガイダンスに沿ってボタン操作することで申請会場を予約できます。※その際、予約する会場の【会場コード】が必要になります。会場コードは【0202】となります。

申請サポート会場 受付専用ダイヤル

電話番号：0120-835-130

受付時間：24時間予約可能

＜電話予約（オペレーター対応）＞

「申請サポート会場 電話予約窓口（オペレーター対応）」にて、申請サポート会場の予約を受け付けます。※なお、申請サポート会場の予約に関するお問い合わせは、下記窓口以外では、お受けいたしません。御不便をおか



けしますが、御理解くださいますようお願い申し上げます。

申請サポート会場 電話予約窓口（オペレーター対応）

電話番号：0570-077-866

受付時間：平日、土日祝日とも、9:00～18:00

＜申請サポート会場に御持参いただく書類＞

御持参いただいた資料をもとに、電子申請の手続きをサポートします。

会場にお越しいただく際の資料は次のとおり。申請要領を確認の上、申請の特例を用いられる場合は、証拠書類等もあわせて御持参ください。必要書類のコピー（できれば現物）

中小法人等

- ・「確定申告書別表一」の控え（1枚）※及び法人事業概況説明書の控え（2枚）計3枚（対象月の属する事業年度の直前の事業年度分）※収受日付印が押されていること（e-Taxの場合は受信通知）
- ・売上台帳や帳簿等、対象月の月間事業収入がわかるもの（2020年〇月と明確な記載があるもの）
- ・法人名義の口座通帳の写し（法人の代理者名義も可）

個人事業者等

- ・確定申告書類
青色申告の場合
2019年分の「確定申告書第一表」の控え（1枚）※と所得税青色申告決算書の控え（2枚）計3枚
白色申告の場合
2019年分の「確定申告書第一表の控え」（1枚）※ 計1枚
※収受日付印が押されていること（e-Taxの場合は受信通知）
- ・売上台帳や帳簿等、対象月の月間事業収入がわかるもの（2020年〇月と明確な記載があるもの）
- ・申請者本人名義の口座通帳の写し
- ・本人確認書類（住所・氏名・明瞭な顔写真のある身分証明書）

お問い合わせは、

『持続化給付金事業 コールセンター』へ

直通番号：0120-115-570

（おかけ間違いに御注意ください）

IP電話専用回線：03-6831-0613

受付時間：8:30～19:00

（5月・6月（毎日）、7月から12月（土曜日を除く））

メール詳細

送信されたデータを受け付けました。なお、後日、内容の確認のため、担当職員からご連絡させていただく場合がありますので、ご了承ください。

提出先	税務署
利用者識別番号	1199 0065
氏名又は名称	国税 太郎
受付番号	20090115150737523214
受付日時	2009/01/15 15:07:37
年分	平成20年分
種目	所得税
申告納税額 納める税金	
申告納税額 還付される税金	△81,500円

＜受信通知の一例＞

ご注意ください！

「持続化給付金」なりすましサイト・SNS

持続化給付金事務局からの公式情報であるかのように、持続化給付金の名称を語るなりすましサイトやSNSの存在が報告されています。

家族構成や銀行の口座番号、暗証番号などの個人情報が不正に取得される恐れがございますので、十分ご注意ください。

持続化給付金事務局が運用しているサイト・SNSは、下記のホームページ及びLINE公式アカウントとなります。

持続化給付金事務局
公式サイト・SNS

■公式サイト（当サイト）
<https://www.jizokuka-kyufu.jp/>

■LINE公式アカウント
LINE ID：@kyufukin_line

お詫びと訂正

5月15日号に掲載しました記事「新戸部満男 名誉会頭訃報記事」におきまして「感交劇場」を「観交劇場」と記載しておりましたが、正しくは「感交劇場」となります。お詫びを申し上げますとともに訂正をさせていただきます。


FORTOYNA
フォルトーナ


RAGLEY
ラグリー

株式会社 角 長 弘前市和徳町142 TEL0172-32-6156

●健康家族のパートナー・健康を願う大町薬局グループ



大町薬局

■大町タウンビル1F

弘前・大町通り ☎32-3301

川先薬店 ■小田内通り ☎28-5508

『企業の町医者』

(株)経営コンサルタント

なるみ事務所

Management Consultant
Narumi Office

代表取締役・チーフコンサルタント

鳴海 伸一

OFFICE：弘前市高屋 安田679-10

PHONE：0172-55-7474

FAX：0172-55-7475

ビルクリーニングとごみ収集のことなら。



株式会社 第一ビル管理センター

〒036-8075 弘前市撫牛子宮本728-4

TEL 0172 (28) 3206(代)

FAX 0172 (27) 5374

弘前市に対する要望事項への回答報告②

令和2年度弘前市に対する要望事項について、
今月は、最重点要望事項②への回答（今後の処理方針）の内容をお伝えいたします。

最重点要望事項

2. 地域経済の維持・成長を成し遂げるための人口減少対策の推進について

＜当所からの具体的要望内容＞

- ①若者の地元就職・地元定着に向けた施策の推進
- ②高校生地元就職に関する事業への協力
- ③人口減少の加速に伴い予想される労働力、消費活動の減少、経済規模の縮小を防ぐための様々な意見を聞くための委員会等の検討の場の創出に関する積極的な対応・協力を要望
- ④地元就職の新卒者・若年層に対する奨学金負担軽減策の実施
- ⑤人口流出の抑制、地元企業の事業拡大、県外企業の誘致のため現在、不足している産業用地の確保、用地の提供をするにあたっての許認可及びワンストップ窓口の周知に関する積極的な対応・協力を要望

市からの回答

- ①県では、今後も連絡会議を開催し、効果的な取組を検討・実施していくこととしておりますが、市といたしましても、若年者の地元就職・地元定着を促進するためには、地域が一体となって取り組む必要があると考えていることから、各関係機関・団体等と一体的な推進体制を維持・強化しながら、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。
- ②高校生の地元就職を促進するためには、地元企業の情報や魅力を効果的に発信し、地元企業についての理解促進を図る必要があると考えております。
そのためには、関係機関・団体等が連携することはもちろん、地元企業の協力も不可欠であり、それぞれの主体が役割分担しながら、一体となって取り組んでいく必要があると考えていることから、貴所が設置している「高校生の地元就職に関する委員会」とも連携・協力しながら取り組んでまいりたいと考えております。
- ③市では、弘前市総合計画に掲げる将来都市像「みんなで創り みんなをつなぐ あずまいり りんご色のまち」の実現に向け、様々な場面で市民等の意見を聞きながら定性分析を行い、事業の見直し、改善を進めております。市民の声は、市政を推進するうえで非常に重要なものと認識しておりますので、引き続き、各部が所管する業務に関する協議会や委員会などの附属機関で得られる市民、企業等のニーズ、そして市議会など多くの市民の声を丁寧に聞きながら、市民が住みよいまちづくりを進めてまいりたいと考えております。
また、貴所設置の部会や委員会等に当市職員が出席させていただくなど、さまざまな機

会を捉え、広く市民や事業者の声を聞きながら、各種施策に活かしてまいりたいと考えております。

④(ア)弘前市独自の給付型奨学金制度の創設

国による高等教育修学支援制度など他の制度が変化している中であって、当市の奨学金制度も見直す必要があるものと考えております。

給付型奨学金制度や返還免除型奨学金制度などへの改正も視野に入れて、前向きに検討してまいります。

(イ)若年者の地元就職に貢献する事業所を助成する一環としての奨学金返還支援制度の創設

奨学金返還支援制度の創設につきましては、若年者の地元就職につながる手法の一つであると考えておりますが、県や周辺市町村が連携して実施することにより広域での人材確保につながるなど、より効果的な制度になると考えられることから、県の動向や他自治体の状況も見ながら、制度の必要性や効果について研究してまいりたいと考えております。

一方、弘前大学が中心となって取り組んでいる「オール青森で取り組む「地域創生人財」育成・定着事業（COC+）」や大手就職情報会社が実施した調査では、学生が就職先を選択する際に重視する項目として、企業の福利厚生制度や新人教育体制の充実、職場の雰囲気、企業の将来性、賃金水準などが上位に挙げられていることから、こうした点を充実させ企業の魅力も高めることも、若年者の地元就職につながるものと考えております。

市といたしましては、引き続き、地元企業の採用活動支援、インターンシップの実施推進、地元企業と学生のマッチングを図る取組を推進してまいります。若年者の地元就職・地元定着を促進するためには、小・中学生の早い段階から、地元の産業や企業を知る機会を作ることが重要であると考え、今年度から、小・中学生とその親を対象とした、農業や工芸品などの地元産業の体験、市内に立地する工場や事業所の見学等を実施しており、来年度から、小・中学校の授業でそのような取組ができるよう、その仕組みづくりを進めているところであります。

小・中学生の段階から、授業や職場体験等で地域に根差した産業や企業を知り理解を深める機会を作るとともに、就職先の決定に影響を与える親や教職員にも、地元の産業や企業と一緒に知る機会を作り理解していただくことにより、将来、地元就職を選択する若年者が増えてくると考えております。

⑤産業用地の整備については、地域経済の活性化に大きく寄与するとともに、重要な雇用の受け皿の一つと認識して、これまで検討を重ねてきました。

しかしながら、全国的な工場立地の状況や、

他都市における分譲状況を分析した結果、多額のコストに伴う整備後の売れ残りリスクが懸念されることから、現状では市が主体となる産業用地の整備は困難であると考えており、現在、その他の整備手法について他都市の事例・状況等を調査しているところであります。

また、当市には魅力ある誘致企業や地元企業が数多くありますが、企業からは人材不足であるといった声も聞いております。このことから、まずは地域企業の魅力を多くの人たちに伝え、雇用確保等に繋げていく取り組みを進めてまいります。

併せて、企業誘致に関しても、引き続き、関係機関、企業、関係者、新聞等から積極的に情報収集を行い、その情報を基に、誘致のきっかけづくりや企業訪問に結び付け、情報サービス関連企業をはじめとした当市の特性を活かした幅広い業種の誘致に繋がるよう、様々な活動を展開してまいります。

以上

※なお、全項目の回答については当所ホームページに掲載しておりますので、ご参照ください。

トップページ > 令和2年度 弘前市への要望事項 <総務財政課>

次年度の弘前市への要望お寄せください

このたび5/29付で、当所年度会費の願いを送らせていただきました。
なお、合わせて次年度の弘前市（行政）に対する建議・要望内容を公募いたしております。
例年、会員の皆様には所属部会（業種別）を通じて、要望事項をご提案いただいておりますが、今般、新型コロナウイルス感染症拡大防止等のため、各部会とも開催が難しい状況となっておりますことから、今回は全会員の皆様から直接募ることとなりました。
つきましては、同封の提案用紙にご記入いただき、事務局までFAXにてお寄せください。

珠算検定で1級の満点合格者が出ました!



《満点合格を果たした嶋田淳太郎さん》

令和2年2月9日に施行された第218回珠算能力検定において、1級の満点合格者が出ました。見事満点合格を果たしたのは、弘前市立朝陽小学校6年の嶋田淳太郎さん（村元そろばん）。1級の受験者総数8,289名のうち、合格者は2,488名、このうち満点合格者は27名で、県内では嶋田さんだけでした。

嶋田さんは小学4年生で1級合格していましたが、今回は満点合格を狙ったのチャレンジ。3度目の挑戦で見事満点合格しました。

嶋田さんには、当所橋本事務局長から表彰状と記念の盾、バッジが手渡され、その後、新聞記者の取材に笑顔で答えていました。

<総務財政課>

新入会員紹介

ご入会ありがとうございました。ただいま会員数2,287件（特別会員含む）

事業所名	代表者	住所	営業内容
気まぐれや長さん	長尾 征彦	弘前市町田館田102	焼鳥屋
アールクリエイト	中澤 龍征	弘前市相馬薬師堂下18-1	建設業
みちのく保険コンサルティング	佐藤 学	弘前市藤代一丁目17-4	保険代理店
abc+	藤本 賢	弘前市吉野町1-1	ホームページ制作
㈱リープス産業	小笠原 健	弘前市撫牛子一丁目7-1	一般土木工事

そうだんしょ

TODAY

問 い 合 わ せ

中小企業相談所
TEL(33) 4111 FAX(35) 1877

人 材 情 報

お問い合わせはハローワーク弘前へ
(☎38-8609)

現在、ハローワークで求職中の方々の情報です。ご興味のある経営者の皆様は「ハローワーク弘前・紹介部門」まで、お気軽にお問い合わせください。

	受講訓練 受講期間	免許・資格・ 専門知識・技術等	職歴・経験等	希望勤務地
1	簿記・FP 養成科 6ヶ月	Word文書処理技術技能認定試験3級 Mos Excelスペシャリスト 日本語ワープロ検定2級 Webクリエイター能力認定試験(上級) 日商簿記3級		弘前市
2	パソコン 基礎科3 3ヶ月	介護福祉士、保育士、 栄養士	商品販売員： 1年10ヶ月 保育士：3年	弘前市 平市 黒石市
3	パソコン 経理科 6ヶ月	日商簿記3級		弘前市 平市 田舎館村

※ハローワークに登録をしている人材の紹介を希望する場合は、求人申し込みが必要です。

弘前市の補助金のお知らせ

○小規模小売・飲食業等事業継続応援補助金
(固定資産税及び都市計画税相当額)
小規模小売・飲食業等を営む方の事業継続を応援するため、弘前市内の事業用家屋の固定資産税及び都市計画税相当額の一部を補助します。
＜対象事業者＞市内に店舗等を有する卸売業、小売業、飲食業、サービス業を営む従業員5人以下のもの
＜補助金額＞事業用家屋（弘前市内に限る）の令和2年度の固定資産税及び都市計画税相当額。市の店舗等家賃補助金と合わせて上限10万円
＜補助率＞10分の10。ただし、店舗兼住居など、対象事業以外の用途と兼用している家屋は、10分の5。

○中小企業者等事業継続支援金
中小飲食業、タクシー業、運転代行業を営む方の事業継続の支援のため、支援金を給付します。
＜対象事業者＞市内に主たる店舗等を有する中小飲食業、タクシー業、運転代行業を営むもの
＜対象条件＞新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年1月以降、前年同月比で事業収入が20％以上減少した月が存在すること。
＜給付金額＞従業員数や車両台数に応じて給付。

飲食業		タクシー業		運転代行業	
従業員数	給付額	車両台数	給付額	車両台数	給付額
6～9人	300千円	～19台	500千円	～3台	100千円
10～19人	500千円	20～49台	700千円	4～10台	200千円
20～49人	700千円	50台～	1,000千円	11台～	300千円
50～100人	1,000千円				

本補助金に関する問合せ

弘前市商工労政課 TEL 35-1135

企業法務TODAY ～知っててよかった法律知識～

第43回：コロナウイルス対策（その3）

Q コロナ対策は、いつまで続けられればいいのでしょうか。

A 緊急事態宣言が解除され、感染者数も下降しています（5月末時点）。もっとも、再度の感染拡大も懸念され、一説には感染リスクは数年以上続くとも言われています。
よって、マスク着用・手洗い・消毒・3密回避といった基本的な感染防止対策は続けるべきです。
ＩＴ化（リモートワーク、ウェブ会議、クラウド化等々）は、ぜひ継続・定着させるべきです。再度の感染拡大時に即応できますし、今後のビジネスにＩＴ化は必須ですの

で、コロナの前に戻すのではなく、ぜひ定着させましょう。
リモートワークは、労使関係に大きく影響します。勤怠管理や残業の態様等が大きく変わるので、労使間の協議、就業規則の整備等が不可欠です。
ウェブ会議や情報のクラウド化は、情報流出やハッキングの防止等、セキュリティにも十分注意してください。
労使関係、サイバーセキュリティ共に専門家との連携が不可欠ですので、気軽に相談できる専門家を確保しましょう。

（横山航平法律事務所 弁護士 横山航平）

小規模事業者持続化補助金セミナー＜コロナ特別対応型編＞を開催します！

来る7月13日、当所中小企業相談所では、中小企業診断士で青森県6次産業化アドバイザーの山田貴弘氏を講師に迎えて下記のとおり「小規模事業者持続化補助金セミナー＜コロナ特別対応型編＞」を開催します。
当補助金は全国で多くの小規模事業者の皆さんが活用していますが、今般の新型コロナウイルス感染症拡大の影響を鑑みて特別枠が新設され、①サプライチェーンの毀損への対応、②非対面型ビジネスモデルへの展開、③テレワーク環境の整備、という要件のいずれかに合致する事業について、限度額100万円、対象経費の2/3または3/4が補助されます。詳しくは本補助金ホームページをご覧ください。
<https://r2.jizokukahojokin.info/corona/>

新型コロナウイルスに関する経営相談状況について

当所では1月29日から「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口」を設置しており、これまで金融、各種助成制度、給付金についての相談が数多く寄せられております。
窓口を設置して間もなくは、すぐに影響が表れた飲食店や観光、宿泊関連業のご相談が大勢を占めていましたが、最近は業種を問わず多くの方が相談に訪れている状況です。
現在、金融面ではマル経融資をはじめとした日本政策金融公庫の貸付制度、県の経営安定化サポート資金、弘前市の小口融資制度など、相談者の状況に合わせた融資制度をご紹介します。
合わせて雇用関係や事業推進のための補助金・助成金の制度説明も行っています。
また、5月からは国の持続化給付金、県の休業協力金、市の家賃補助の申請が一斉に始まっており、申請方法や必要書類についてのお問い合わせも急増しております。
今後も引き続き各関係機関と連携しながら、新型コロナウイルス関連の相談窓口を継続してまいりますので、経営上のお困りごとについては当所までご相談ください。
＜中小企業相談所＞

弘前商工会議所『さくら共済』についてのお知らせ

「新型コロナウイルス感染症」による万一の場合、災害保険金の支払対象となりました!!

新型コロナウイルス感染症に罹患された皆さま、また、感染拡大によりご不安な日常生活や事業運営を余儀なくされていらっしゃる皆さまに、謹んでお見舞い申し上げます。
さて、当所生命共済制度『さくら共済』に関して、新型コロナウイルス感染症(※)を直接の原因として死亡された場合に災害保険金お支払い対象とさせていただきます。
(※) 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に定める新型コロナウイルス感染症をいいます。
『さくら共済』は、1口あたりの掛金800円(50歳・男性の例)で、病气死亡50万円、災害死亡250万円(新型コロナウイルス感染症も対象)を始めとして、さまざまな保障やお見舞金などが得られます。ぜひこの機会に加入・増口をご検討ください。
■災害保険金・災害高度障害保険金の支払要件
対象期間中に「新型コロナウイルス感染症」を直接の原因として死亡または高度障害状態に該当した場合。 ※医師の診断を必要とします。
■対象期間：これまでに支払事由に該当した方についても、遡及して適用となります。
■ご加入にあたってはパンフレット、重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）を必ずご覧ください。

【問い合わせ先】
【共済制度引受保険会社】
【取扱店】

〒036-8354
〒108-8020
〒036-8354

弘前市上鞆師町18-1
東京都港区白金1-17-3
弘前市上鞆師町18-1 弘前商工会議所会館4F

弘前商工会議所
アクサ生命保険株式会社
アクサ生命保険株式会社 弘前営業所

TEL 0172-33-4111
TEL 0172-33-5744

AXA-A1-2005-0722/801

【セミナー開催案内】

開催日時 令和2年7月13日15時～17時

開催場所 弘前商工会議所会館2階会議室

受講料金 無料（会員・非会員問わず）

講師 山田貴弘氏（中小企業診断士）

定員 30名（先着順）

お申込み お電話で受け付けます
TEL 0172-33-4111 担当：経営二課

※本セミナーは新型コロナウイルス感染症の影響等により中止または変更の可能性があります
※当日はマスクの着用を義務付けるとともに、37.5度以上の発熱がある方は受講できません
※当所駐車場をご利用の場合、最初の1時間無料、以降1時間ごとに200円かかります。
＜経営二課＞

お気軽に相談を!!
『行政書士相談日』

当所では、日常、業務を行う中での困りごと、許認可の必要性や商取引でわからないことについて行政書士による相談会を開催しております。

●開催日 7月8日(水)・8月19日(水)

●時間 13:00～17:00

●場所 弘前商工会議所会館5階相談コーナー

●相談員 桔梗行政書士事務所
行政書士 竹内知弘氏

●相談内容の一例
☆建設業や産業廃棄物処理業などの許認可に関する相談
・許可取得の要件など
☆農地の売買などに関する相談
・農家同士の売買や、農地転用の要件など
☆遺言・相続・成年後見に関する相談
・遺言書の作成方法、遺産分割協議書や成年後見に関する説明など
※持続化給付金に関する相談もお受けいたします。事前にお電話にてご予約をお願いいたします。（ご予約はTEL 33-4111 経営一課まで）
＜経営一課＞

中心市街地の現状について

昨今の新型コロナウイルス感染拡大による外出自粛の影響から、来訪客数の減少や個人消費額の著しい低下が目立ち、当市中心商店街・繁華街においても、甚大な影響が及んでいる状況下にあります。

■各商店街からの現状の聞きとり

＜弘前中土手町商店街振興組合 平山幸一理事長＞
「5月14日に青森県の緊急事態宣言が解除されたが、一向にまちには客足が戻っておらず、売上の低迷が続いている。域内の宿泊施設もほぼ稼働がない状況。観光客が全くと言っていいほど途絶えたことで、インバウンド需要があっ



＜4月29日午後2時頃の中土手町の様子＞

た店舗への打撃が非常に大きい、夏のねぶたまつりも中止になるため、今後の営業について不安を覚える店舗も少なくない。」

＜弘前下土手町商店街振興組合 菊池清二理事長＞
「弘前さくらまつりも中止になり、ゴールデンウィーク期間中は県の要請に従い休業する店舗が多く、商店街への来訪客・車通りはほとんど無かった。飲食店・小売店（特に化粧品）は売上推移的にも3月から5月にかけて前年比割れが明らかである。また、来訪者の減少により下土手町の駐車場収入も激減しており、4月は昨年度から50%近く減少した。予想以上に深刻



＜4月29日午後2時頃の下土手町の様子＞

な事態である。」

＜弘前駅前商店街振興組合 工藤武義理事長＞

「今般の全国的な新型コロナウイルス感染拡大により、駅前地区でも飲食店・小売店のみならず、ほとんどの業種が売上げ低迷による経営難に陥っている。感染症拡大に終息の目途が立たない限りは、今後人々が街なかに足を運び、店舗に賑わいが創出されるイメージが湧かない。」

例年であれば、弘前さくらまつりの開催により、弘前公園に足を運ぶ観光客や地元住民で溢れ返っているゴールデンウィークの時期ですが、今年は土手町を歩く人々や車通りもまばらで、ものの淋しさを感じさせるまちの様子が伺えました。

緊急事態宣言が解除され、鍛冶町地区でも営業を再開する店舗が増えてきておりますが、客数の減少は如実であり、今後の事業継続に不安を抱える声が当所にも数多く寄せられております。
＜地域・産業振興課＞

弘前YEG(商工会議所青年部) コロナウイルス対策支援室設置

当所青年部（島川聖栄会長）では現在の社会情勢を鑑み「弘前YEGコロナ対策支援室」を設け、弘前YEGメンバーへコロナウイルスの影響について聞き取りを行いました。

YEGメンバーの声は以下のとおりです。

○ホテル・飲食業

- ・宿泊部門の休業、ウェディング部門は秋まで延期、全国的にみると国内の倒産件数の上位に位置している。
- ・飲食店だが売上は徐々に減少し、4月は対前年比で9割減少している。
- ・家賃などの固定費について単発ではなく長期間で支援してほしい。
- ・店内飲食を休業し、テイクアウトで営業しているが、売上減少が続いている。
- ・祭りやイベントが中止となっているため観光客が来ず、売上が伸びない。

○建設・建築業

- ・現状はこれまで受注していた工事が秋頃までずれこんでおり、今後の見通しが無い。
- ・祭りやイベントが中止となっていることにより舞台の設置や設営等の仕事がなくなり売上が激減している。融資や補助金で繋いでいるがいつまでもつかかわからない。
- ・材料の一部が納品されないため、工事を進めることができない。

○小売業・卸売業

- ・卸先が休業や客数減少しているため出荷数の減少、売上減少が続いている。

弘前YEG会長より

青年部の仲間が大変な事になっていて、何とかして助けなければいけない。その思いからコロナ対策支援室を立ち上げました。緊急かつ直ちに行う支援、中長期で行う支援、収束後に行う支援に整理した上で、例年4月から行う青年部活動を当面の間休止し、支援活動を中心に行う事にしました。まずは緊急かつ直ちに行う支援として当所料飲観光部会所属の青年部メンバーに対して現金10万円給付をしました。その他、弘前商工会議所が行う経営相談窓口の活用を推進しました。その後は会員へ聞き取りを行い今後の支援について何が必要なのか検討しているところです。「自分も影響を受けているが、もっと大きく影響を受けている会員を助けて欲しい」という声を多く聞いてYEGの絆を感じながら、現在活動している『#弘前エール飯』の更なる利用をお願いし、感染予防に努めた形での対策支援を実施しています。

今後もYEGの企画力と実行力で地域経済を動かしていきたいと思っています。

＜経営一課＞

青森県ものづくり企業向け「営業力強化セミナー」の開催及び「営業力強化実践研修」の参加企業の募集について

新型コロナウイルス感染症感染拡大が企業活動に深刻な影響を及ぼす中、アフターコロナを見据え、新たな取引先を開拓する準備が求められています。

そこで青森県では、県内ものづくり企業の営業力を図り、販路拡大の取組を推進するため、下記のとおり「営業力強化セミナー」の開催及び「営業力強化実践研修」の参加企業を募集します。

＜営業力強化セミナー＞

日時・会場

【八戸会場】

令和2年7月6日(月) 14:00～16:00

定員：20名 会場：ユートリー5階視聴覚室

【青森会場】

令和2年7月7日(火) 14:00～16:00

定員：20名 会場：アスパム5階「白鳥」

プログラム

●講演(90分)

テーマ：「令和時代の効率的な営業について」

(株)NCネットワーク 大塚哲久氏

●営業力強化実践研修事業説明会(15分)

応募締め切り

7月1日(水)

【注意事項】新型コロナウイルス感染症拡大の影響などで、研修内容が変更となる場合があります。

【応募方法】青森県ホームページから申込書をダウンロードして、FAXかメールにてお申込みください。

「青森県庁 地域産業課」で検索してください。

【お申込み・お問い合わせ先】青森県商工労働部地域産業課創業支援グループ

TEL 017-734-9374 FAX 017-734-8107

メール chiikisangyou@pref.aomori.lg.jp

＜営業力強化実践研修会＞

対象事業者

青森県内ものづくり企業(営業担当者や経営者)

応募条件

専門家の指導にご対応いただけること

募集事業者数

3社

参加事業者の決定

ヒアリング等により決定

スケジュール

●7月中旬～翌1月 専門家による個別指導

●11月～翌1月 個別商談(専門家サポート)

●2月下旬 成果報告会(青森市内会場予定)

応募締め切り

7月10日(金)

【青森県からのお知らせ】

飲食店を応援するキャンペーンの参加店舗を募集しています。

県では、新型コロナウイルス感染症の拡大により、影響を受けている県内飲食店の需要回復に向けて、飲食店を利用した金額に応じて県産品が当たるキャンペーンを実施することとしました。

現在、このキャンペーンに参加いただける店舗を7月31日(金)まで募集しています。

参加店舗の条件は、県産農林水産物や県内企業が製造した加工品を使用した料理又は、「あomorい食のエリア」に登録された郷土料理やご当地グルメなどを提供しており、キャンペーンの趣旨に賛同する県内企業の県内店舗です。参加店舗には、県から送付するポスターやステッカーの設置及びレシートの発行をお願いします。

キャンペーン実施期間は、7月1日(水)から8月31日(月)までの2か月間です。なお、実施期間中であっても、行動制限等の状況により、中断や、中断に伴う実施期間の延長又は終了をする場合もあります。

キャンペーンの詳細や応募方法は県総合販売戦略課ホームページ「青森のうまいものたち」内の『募集中』ページをご確認ください。

このキャンペーンを通じて青森県を元気にしていきたいと考えていますので、多くの方のご参加をお待ちしております。

【お問い合わせ先】県農林水産部総合販売戦略課地産地消グループ(電話017-734-9572)